

雲仙天草国立公園
(雲仙地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第2次点検]

(環境省案)

令和 年 月 日

環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	4
4	変更する公園区域	14
第2	公園計画の変更	53
1	変更理由	53
2	基本方針の変更内容	54
(1)	保護規制計画等	57
ア	特別地域	57
(ア)	第1種特別地域	59
(イ)	第2種特別地域	60
(ウ)	第3種特別地域	66
イ	関連事項	68
(ア)	普通地域	68
ウ	面積内訳	70
4	事業計画の変更内容	71
(1)	施設計画	71
ア	利用施設計画	71
(ア)	単独施設	71
(イ)	道路	72
a	車道	72
(2)	自然体験活動計画	73
5	参考事項	74

第1 公園区域の変更

1 変更理由

雲仙天草国立公園は、九州の西部に位置し、長崎県の雲仙地域と熊本県、鹿児島県の天草地域からなる。

雲仙地域は、島原半島のほぼ中央部に位置し、普賢岳や妙見岳などの複合火山を形成する諸峰を中心に同心円状の裾野を発達させている部分（雲仙地区）と、その南西部に突き出た丘陵性台地から成る部分（諏訪ノ池地区）から構成されている。

本公園は、わが国最初の国立公園の一つとして、昭和9年3月16日に雲仙地域が雲仙国立公園として指定された。

雲仙地域では、昭和57年7月24日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われた。さらに、昭和59年1月9日には雲仙温泉集団施設地区に係る利用施設計画の一部変更が、平成4年8月26日には九州自然歩道線道路（歩道）に係る利用施設計画の一部変更がそれぞれ行われている。平成11年2月2日には、平成2年の雲仙岳噴火によって新たに形成された火山景観など風致景観の適正な維持と適正な利用の増進の視点から点検を行い、現在に至っている。

今回の点検では、第2次点検として公園区域線の明確化を行うものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表1：指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>① 景観（同一風景中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地） 雲仙天草国立公園は、九州の西部に位置し、長崎県の雲仙地域と熊本県、鹿児島県の天草地域からなる。</p> <p>雲仙地域は、長崎県南東部に位置する島原半島のほぼ中央部に位置し、東西約10km、南北約15kmに及ぶ複合火山で形成されている。この複合火山を形成する諸峰を中心に同心円状の裾野を発達させている雲仙地区と、その南西部に突き出た丘陵性台地から成る諏訪ノ池地区からなっている。</p> <p>このうち雲仙地区は、東西に横断する陥没地形により、「雲仙地溝」と呼ばれる火山性陥没地形やその南北には顕著な断層崖、断層谷が発達している。また、雲仙地溝には普賢岳<small>へいせいしんざん</small>や平成新山<small>みょうけんだけ</small>、妙見岳などの急峻な溶岩ドームが群立する山岳地形が形成されている。この中腹には火山ガスを噴出する地獄地帯が広がり、温泉群には多くの噴気孔が見られるなど活発な噴出活動を見せている。</p> <p>諏訪ノ池地区は西部が丘陵性溶岩台地、東部は小火山が点在する地形であり、雲仙地区とは異なった地貌を見せている。</p> <p>また、当該地域は古くから雲仙地獄周辺において山岳信仰、キリシタン信仰の歴史があり、近年においては、外国人の避暑地として国際的観光地として発展した歴史をもち、人文景観にも恵まれている。</p> <p>植生は山岳部上部に夏緑樹林、下部には照葉樹林、その間には混交林が分布し、地獄地帯のシロドウダンや雲仙全体に広く分布するミヤマキリシマ群落など変化に富んでいる。</p>	<p>(*これまでの計画書に指定理由を定めていない)</p>

変更後	変更前
<p>以上により、当該地域は火山景観、地獄現象や温泉群、さらには原生的な植生から生活文化が反映された自然まで多様な自然景観と人文景観を有している。</p> <p>② 規模 本公園の区域面積は 28,335ha である。そのうち雲仙地域は 12,914ha である。</p> <p>③ 自然性 雲仙地域の景観核心地域は、複合火山を形成する普賢岳や平成新山、妙見岳、野岳などの諸峰や新焼溶岩流を中心に、周辺の九千部岳、絹笠山、矢岳、眉山の火山地形と植生帯であり、区域面積は 1,363ha である。</p> <p>④ 利用 本地域の雲仙地区の利用は、複合火山を形成する普賢岳、国見岳、妙見岳、野岳、九千部岳、絹笠山、矢岳への登山やハイキング、夏緑樹林の新緑期、紅葉期や春のミヤマキリシマ群落開花期の風景鑑賞、噴気現象を見せる雲仙地獄、温泉街の散策や温泉利用がある。 また、諏訪ノ池地区は諏訪の池周辺に良好な照葉樹林が広がり、宿舎や野営場、自然観察路等が整備され利用されている。</p> <p>また、本国立公園のテーマは「湯けむり漂う雲仙岳と島々連なる天草が織り成す“水陸の大展望”」である。</p>	

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>① 景観の特性</p> <p>ア. 地形・地質</p> <p>当該地区を形成している雲仙火山は、東西約 10km、南北約 15km に及ぶ複合火山である。</p> <p>地域内を大別すると、この複合火山を形成する諸峰を中心に同心円状の裾野を発達させている部分（雲仙地区）と、その南西部に突き出た丘陵性台地から成る部分（諏訪ノ池地区）に二分される。また、これらのうち雲仙地区については、地区内を東西に横断する陥没地形により、更に北部、中央部、南部の三つに分けることができる。</p> <p>雲仙地区中央部は火山性陥没地溝で、「雲仙地溝」と呼ばれている。その南北両縁には顕著な断層崖、断層谷の発達が見られるが、北縁の千々石断層は直線的にのびているのに対し、南縁の深江断層は東西から中央部に向かって弧状にわん曲しており対照的な形態を示している。また地溝内にはトロイデ型をなす雲仙諸峰（最高峰は平成新山：標高 1,483m）がそびえ、その東西には眉山と猿葉山が連なって、急峻な山岳地形を形成している。さらに千々石断層上には、吾妻岳、鳥甲山、舞岳といった溶岩ドームができています。</p> <p>平成2年には、雲仙岳の主峰、普賢岳が198年ぶりに噴火した。この噴火は、大きな火山災害を伴い平成7年まで継続し、溶岩ドームや火砕流跡地といった火山景観である平成新山を形成した。</p> <p>雲仙地区北部及び南部は中央部の山岳地帯に端を發する広大な火山性山麓扇状地から成っている。これらは、数期にわたる火山活動を通じて破屑物が累積した複合扇状地であり、扇状溝の発達が著しい。</p>	<p>① 景観の特性</p> <p>ア. 地形・地質</p> <p>当該地区を形成している雲仙火山は、東西約 10km、南北約 15km に及ぶ複合火山である。</p> <p>地域内を大別すると、この複合火山を形成する諸峰を中心に同心円状の裾野を発達させている部分（雲仙地区）と、その南西部に突き出た丘陵性台地から成る部分（諏訪ノ池地区）に二分される。また、これらのうち雲仙地区については、地区内を東西に横断する陥没地形により、更に北部、中央部、南部の三つに分けることができる。</p> <p>雲仙地区中央部は火山性陥没地溝で、「雲仙地溝」と呼ばれている。その南北両縁には顕著な断層崖、断層谷の発達が見られるが、北縁の千々石断層は直線的にのびているのに対し、南縁の深江断層は東西から中央部に向かって弧状にわん曲しており対照的な形態を示している。また地溝内にはトロイデ型をなす雲仙諸峰（最高峰は普賢岳；標高 1359.7m）がそびえ、その東西には眉山と猿葉岳が連なって、急峻な山岳地形を形成している。さらに千々石断層上には、吾妻岳、鳥甲山、舞岳といった溶岩ドームができています。</p> <p>雲仙地区北部及び南部は中央部の山岳地帯に端を發する広大な火山性山麓扇状地から成っている。これらは、数期にわたる火山活動を通じて破屑物が累積した複合扇状地であり、扇状溝の発達が著しい。</p>

変更後	変更前
<p>諏訪ノ池地区は西部が丘陵性溶岩台地、東部は小火山が点在する地形となっており、雲仙地区とは異なった地貌を示している。</p> <p>当該地域を地質学的にながめてみると、基盤岩としては古第三紀層（暁新世～鮮新世）の上を不整合におおった口之津層（鮮新世～更新世）が大部分を占め、一部に口之津層を欠く古第三紀層が分布している。雲仙火山は、その後の更新世～完新世に形成されたもので、角閃安山岩によって特徴づけられ、雲仙火山岩類及び雲仙基底火山破屑岩類に大別される。これらの形成にかかる火山活動は、雲仙地溝を中心に展開されている。</p> <p>このような火山地形、地質やそれに纏わる歴史や生活史が学術的に高い評価を受け、雲仙地域を中核として、平成 21 年に「ユネスコ世界ジオパーク」に認定されている。</p> <p>イ. 植生</p> <p>当該地域の植生は、垂直的に見ると(1)照葉樹林帯（標高 600m以下：俵石、焼山中腹、小地獄、札ノ原、別所等）(2)落葉広葉樹林帯（標高 950～1,400m：仁田峠、アザミ谷、普賢岳、妙見岳、国見岳等）及び(3)上記 2 帯にはさまれる混交林帯（標高 600～950m：雲仙温泉街、地獄、矢岳、絹笠山、高岩山、池ノ原、七面山、野岳等）の三帯に大別される。</p> <p>当該地域の自然植生の代表例としては、普賢岳を中心とする山頂部に広く分布するコハウチワカエデーケクロモジ群落、これらの下部のやせ尾根を急斜面に分布するモミーシキミ群集、溶岩上や硫気孔周辺に分布するアカマツーミヤマキリシマ群集の三つがあげられる。その他注目すべき植生として、アカガシーミヤマシキミ群集（眉山の山地斜面及び尾根の一部）、ヤマグルマーヒカゲツツジ群落（急崖地の岩上）、ニシキウツギ群落（崩壊堆積地）及びススキーミヤマキリシマ群落（池ノ原、宝原、仁田峠等放牧地）などがある。更に特記すべき植物として、ウンゼンスミレ、ウンゼンカンアオイ、ウ</p>	<p>諏訪ノ池地区は西部が丘陵性溶岩台地、東部は小火山が点在する地形となっており、雲仙地区とは異なった地貌を示している。</p> <p>当該地域を地質学的にながめてみると、基盤岩としては古第三紀層（暁新世～鮮新世）の上を不整合におおった口之津層（鮮新世～更新世）が大部分を占め、一部に口之津層を欠く古第三紀層が分布している。雲仙火山は、その後の更新世～完新世に形成されたもので、角閃安山岩によって特徴づけられ、雲仙火山岩類及び雲仙基底火山破屑岩類に大別される。これらの形成にかかる火山活動は、雲仙地溝を中心に展開されている。</p> <p>イ. 植生</p> <p>当該地域の植生は、垂直的に見ると(1)照葉樹林帯（標高 600m以下：俵石、焼山中腹、小地獄、札ノ原、別所等）(2)落葉広葉樹林帯（標高 950～1400m；仁田峠、アザミ谷、普賢岳、妙見岳、国見岳等）及び(3)上記 2 帯にはさまれる混交林帯（標高 600～950m；雲仙温泉街、地獄、矢岳、絹笠山、高岩山、池ノ原、七面山、野岳等）の三帯に大別される。</p> <p>当該地域の自然植生の代表例としては、普賢岳を中心とする山頂部に広く分布するコハウチワカエデーケクロモジ群落、これらの下部のやせ尾根を急斜面に分布するモミーシキミ群集、溶岩上や硫気孔周辺に分布するアカマツーミヤマキリシマ群集の三つがあげられる。その他注目すべき植生として、アカガシーミヤマシキミ群集（眉山の山地斜面及び尾根の一部）、ヤマグルマーヒカゲツツジ群落（急崖地の岩上）、ニシキウツギ群落（崩壊堆積地）及びススキーミヤマキリシマ群落（池ノ原、宝原、仁田峠等放牧地）などがある。更に特記すべき植物として、ウンゼンスミレ、ウンゼンカンアオイ、ウ</p>

変更後	変更前
<p>ンゼンマンネングサ、ウンゼントリカブト、ウンゼンザサ、ヤマヒョウタンボク、ヒメミツバツツジ、ツクシコゴメグサ、ツクシショウジョウバカマなどがある。なお、地獄地帯シロドウダン群落、池の原ミヤマキリシマ群落、原生沼の植物群落、野岳イヌツゲ群落、普賢岳紅葉樹林は国指定の天然記念物、島原のシマバライチゴ自生地（眉山周辺）は県指定の天然記念物となっている。</p> <p>ウ. 野生動物、自然現象、特殊景観</p> <p>当該地域には大型獣類は生息せず、動物相は総じて貧困である。しかし、鳥類は比較的多く生息しており、特に普賢岳山腹のアザミ谷には、サンコウチョウ、ヤイロチョウ、キビタキ、オオルリ、センダイムシクイ、ホトトギス、ツツドリ、シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ、コガラ、コゲラなど種数、個体数ともに多く見られる。</p> <p>温泉現象は、雲仙火山群のほぼ中心に位置する絹笠山と矢岳にはさまれた標高700mの小盆地にみられる。温泉群はいずれも自然湧出で、東西500m、南北1,200mに及ぶ湧出区域をもつ古湯、^{ふるゆ}新湯^{しんゆ}地区と、これより500m南方にあってやや狭小（長さ60m、幅30m）な小地獄地区に大別される。特に新湯温泉群は、噴気孔が多くみられるなど、活発な噴出活動を見せている。なお、古湯、新湯及び小地獄を総称して雲仙地獄と呼んでいる。また、普賢岳頂上部には溶岩流噴出の際形成された間隙孔（風穴）が、平成2年の噴火で<u>溶岩ドームを形成した平成新山の頂上には噴気現象が見られる。</u></p> <p>普賢岳、妙見岳、国見岳などで見られるコハウチワカエデ、ヤマボウシ、ナナカマド、イタヤカエデ、コミネカエデ、ナツツバキなどの紅葉は、当該地域の景観を代表するものであり、<u>春季の新緑</u>、<u>夏季の深緑</u>、<u>冬季の大規模な霧氷</u>なども見逃し難い。更に池ノ原、仁田峠、宝原地区にみられるミヤマキリシマ大群落も特筆される。</p>	<p>ンゼンマンネングサ、ウンゼントリカブト、ウンゼンザサ、ヤマヒョウタンボク、ヒメミツバツツジ、ツクシコゴメグサ、ツクシショウジョウバカマなどがある。なお、地獄地帯シロドウダン群落、池の原ミヤマキリシマ群落、原生沼の植物群落、野岳イヌツゲ群落、普賢岳紅葉樹林は国指定の天然記念物、島原のシマバライチゴ自生地（眉山周辺）は県指定の天然記念物となっている。</p> <p>ウ. 野生動物、自然現象、特殊景観</p> <p>当該地域には大型獣類は生息せず、動物相は総じて貧困である。しかし、鳥類は比較的多く生息しており、特に普賢岳山腹のアザミ谷には、サンコウチョウ、ヤイロチョウ、キビタキ、オオルリ、センダイムシクイ、ホトトギス、ツツドリ、シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ、コガラ、コゲラなど種数、個体数ともに多く見られる。</p> <p>温泉現象は、雲仙火山群のほぼ中心に位置する絹笠山と矢岳にはさまれた標高700mの小盆地にみられる。温泉群はいずれも自然湧出で、東西500m、南北1200mに及ぶ湧出区域をもつ古湯、新湯地区と、これより500m南方にあってやや狭小（長さ60m、幅30m）な小地獄地区に大別される。特に新湯温泉群は、噴気孔が多くみられるなど、活発な噴出活動を見せている。なお、古湯、新湯及び小地獄を総称して雲仙地獄と呼んでいる。また、普賢岳頂上部には溶岩流噴出の際形成された間隙孔（風穴）も見られる。</p> <p>普賢岳、妙見岳、国見岳などで見られるコハウチワカエデ、ヤマボウシ、ナナカマド、イタヤカエデ、コミネカエデ、ナツツバキなどの紅葉は、当該地域の景観を代表するものであり、夏季の深緑、冬季の大規模な霧氷なども見逃し難い。更に池ノ原、仁田峠、宝原地区にみられるミヤマキリシマ大群落も特筆される。</p>

変更後	変更前
<p>② 利用の現況</p> <p>当該地域の自然景観の特性は、普賢岳をはじめとする国見岳、妙見岳、眉山、野岳、九千部岳、絹笠山、矢岳などから成る複雑多岐にわたる集成火山地形と、地獄現象や温泉群、更には、シロドウダン、イヌツゲ、ミヤマキリシマ等の大群落や落葉広葉樹林が織り成す新緑や紅葉である。これらのすぐれた自然景観を鑑賞するため、年間約 220 万人がこの地を訪れる。</p> <p><u>当該地域の利用の特色は、道路環境が良好であり島原半島の各方面から雲仙地区や諏訪の池地区へ容易に到達することができるため自動車や団体バス利用が多く、国立公園内においても各利用地点をつなぐ車道が整備され、利用拠点からの展望利用や散策、登山利用がある。</u></p> <p><u>利用の核心地域である雲仙温泉は集団施設地区が設定されており、利用形態は、温泉利用、ビジターセンター（雲仙お山の情報館）を拠点とした雲仙地獄、温泉街や周辺の散策が主である。雲仙諏訪ノ池集団施設地区は宿舎、野営場、園地、ビジターセンターが整備され、野営場やビジターセンターを拠点に諏訪の池や周辺の照葉樹林帯での自然観察会や散策利用がある。</u></p> <p>③ 社会・経済的背景</p> <p>ア. 土地所有別</p> <p>本公園区域の土地所有別内訳は次のとおりで、<u>普賢岳、国見岳、妙見岳、眉山、九千部岳、高岩岳、矢岳などの当該地域中北部の山岳地を中心とした雲仙地区の大部分は国有林であり、その周辺は民有林、農耕地や集落地などの私有地が多い。その南西部の諏訪ノ池地区は民有林や農耕地などの私有地が多い。</u></p>	<p>② 利用の現況</p> <p>当該地域の自然景観の特性は、最高峰普賢岳を始めとする国見岳、妙見岳、眉山、野岳、^{くせんぶ}九千部岳、絹笠山、矢岳などから成る複雑多岐にわたる集成火山地形と、地獄現象や温泉群、更には、シロドウダン、イヌツゲ、ミヤマキリシマ等の大群落や落葉広葉樹林が織り成す新緑や紅葉である。これらのすぐれた自然景観を鑑賞するため、年間 600 万人がこの地を訪れる。</p> <p>当該地域の雲仙温泉集団施設地区へは、小浜温泉より 30 分、諫早より 60 分、島原より 40 分、長崎より 1 時間 30 分（いずれも自動車）、熊本より 1 時間 50 分（フェリー、自動車）、雲仙諏訪ノ池集団施設地区へは、小浜温泉より 20 分、諫早より 50 分、雲仙温泉集団施設地区より 15 分（いずれも自動車）、熊本より 2 時間（フェリー、自動車）で、それぞれ到達できる。</p> <p>③ 社会・経済的背景</p> <p>ア. 土地所有別</p> <p>本公園区域の土地所有別内訳は次のとおりで、大部分は国有林である。</p>

変更後					変更前				
(単位：ha)					ヘクタール				
	国有地	公有地	私有地	計		国有地	公有地	私有地	計
雲仙天草国立公園 (雲仙地域)	<u>7,128</u>	<u>595</u>	<u>5,192</u>	<u>12,914</u>	雲仙天草国立公園 (雲仙地域)	7,288	888	4,682	12,858
	<u>55.2%</u>	<u>4.6%</u>	<u>40.2%</u>	100%		56.7%	6.9%	36.4%	100%
<p>イ. 人口及び産業</p> <p>本地域の主たる産業は林業であるが、他に農業、観光業が行われている。なお、本公園区域を有する3市には56,093世帯133,603人が居住している(令和元年12月末時点)。</p>					<p>イ. 人口及び産業</p> <p>本地域の主たる産業は林業であるが、他に農業、観光業が行われている。なお、本公園内には1287世帯5190人余が居住している。</p>				
<p>ウ. 権利制限関係</p> <p>景観上重要な地域については、別表のとおり、大部分が保安林、天然記念物、鳥獣保護区に重複指定されている。鉱区出願は4件なされているが、いずれも普通地域で景観上支障は小さい。</p>					<p>ウ. 権利制限関係</p> <p>景観上重要な地域については、別表のとおり、大部分が保安林、天然記念物、鳥獣保護区に重複指定されている。鉱区出願は4件なされているが、いずれも普通地域で景観上支障は小さい。</p>				
<p>(ア) 保安林</p> <p style="text-align: right;">(単位：ha)</p>					<p>(ア) 保安林</p> <p style="text-align: right;">(単位：ヘクタール)</p>				
種類	位置	重複面積	指定年月日 (国有林内)	指定年月日 (私有林内)	種類	位置	重複面積	指定年月日	
水源かん養	長崎県島原市地内	1,135	<u>昭和 56. 5. 14</u>	指定なし	水源かん養	長崎県島原市地内	8	昭 25. 4. 10	
			<u>平成 10. 2. 2</u>			" 南高来郡国見町地内	164	大 4. 3.	
	3,755	<u>明治 31. 1. 1</u>	" " 瑞穂町地内	45		大 13. 1. 24			
		<u>大正 12. 8. 3</u>	" " 千々石町地内	445		大 4. 3			
		<u>大正 12. 8. 5</u>	" " 小浜町地内	1,147		"			
		<u>昭和 56. 5. 14</u>	<u>平成 3. 3. 26</u>	" " 西有家町地内		25	昭 42. 7. 5		
<u>平成元. 3. 9</u>	<u>平成 8. 10. 22</u>	" " 深江町地内	12	大 12. 8. 3					
					土砂流出防備	長崎県島原市地内	626	不 明	

変更後					変更前			
			平成 10. 2. 2 平成 15. 10. 15 平成 16. 7. 16	平成 12. 8. 22 平成 15. 3. 5				
	〃 南島原市地内	719	昭和 56. 5. 14 平成元. 3. 9 平成 16. 7. 16	昭和 24. 4. 21 昭和 32. 7. 5 平成 2. 2. 16 平成 3. 3. 26 平成 10. 9. 16 平成 20. 8. 5				
土砂流出防備	長崎県島原市地内	1,410	明治 31. 1. 1 昭和 56. 5. 14 昭和 62. 7. 20 平成 6. 4. 7 平成 10. 2. 2	昭和 42. 10. 16 昭和 52. 3. 23 昭和 52. 3. 30 昭和 58. 8. 19 昭和 63. 2. 27 平成 6. 11. 15 平成 7. 3. 8 平成 7. 5. 16 平成 7. 5. 22 平成 7. 7. 24 平成 9. 7. 1 平成 11. 8. 25				
	〃 雲仙市地内	530	平成 10. 2. 2	昭和 43. 3. 6 昭和 46. 3. 25 昭和 58. 8. 19 昭和 58. 12. 7 昭和 63. 2. 27				
						〃 南高来郡国見町地内	17	昭 43. 3. 8
						〃 〃 瑞穂町地内	24	昭 41. 3. 31
						計	2,513	

変更後					変更前				
				<u>平成 3. 3. 26</u> <u>平成 4. 2. 15</u> <u>平成 11. 3. 29</u> <u>平成 14. 3. 6</u> <u>平成 23. 7. 29</u> <u>平成 24. 2. 16</u>					
	<u>〃 南島原市地内</u>	<u>259</u>	<u>指定なし</u>	<u>昭和 42. 10. 16</u> <u>昭和 46. 3. 25</u> <u>昭和 52. 3. 23</u> <u>昭和 52. 7. 5</u> <u>昭和 58. 12. 7</u> <u>昭和 60. 8. 15</u> <u>昭和 61. 3. 11</u> <u>平成 6. 11. 15</u> <u>平成 7. 2. 9</u> <u>平成 7. 7. 24</u> <u>平成 10. 6. 30</u> <u>平成 11. 1. 12</u> <u>平成 11. 3. 29</u> <u>平成 14. 3. 6</u> <u>平成 24. 2. 16</u>					
<u>土砂崩壊防備</u>	<u>長崎県島原市地内</u>	<u>41</u>	<u>昭和 56. 5. 14</u> <u>昭和 62. 7. 20</u>	<u>指定なし</u>					
	<u>〃 雲仙市地内</u>	<u>1</u>	<u>指定なし</u>	<u>昭和 46. 3. 25</u>					
	<u>〃 南島原市地内</u>	<u>73</u>	<u>昭和 56. 5. 14</u>	<u>不明</u>					

変更後					変更前			
干害防備	長崎県雲仙市地内	185	指定なし	平成 10. 7. 17 平成 12. 9. 29 平成 13. 1. 12 平成 22. 5. 28				
	〃 南島原市地内	168	指定なし	平成 11. 12. 10 平成 21. 8. 25 平成 22. 3. 26 平成 22. 10. 5 平成 23. 3. 8 平成 25. 3. 22				
保健	長崎県島原市地内	766	昭和 56. 5. 14 昭和 58. 12. 12 平成 10. 2. 2	平成 3. 9. 10 平成 15. 4. 30 平成 15. 6. 3				
	〃 雲仙市地内	363	昭和 56. 5. 14	昭和 58. 1. 4 昭和 60. 9. 3 平成 7. 6. 30				
計		9,405						
(イ) 鳥獣保護区 (単位：ha)					(イ) 鳥獣保護区			
名称	位置	重複面積	指定年月日		名称	位置	重複面積	指定年月日
雲仙鳥獣保護区	長崎県島原市地内	568	昭 47. 11. 1		雲仙鳥獣保護区	長崎県島原市地内	1,458	昭 47. 11. 1
	〃 雲仙市地内	2,854						
	〃 南島原市地内	735				〃 南高来郡国見町地内	81	
眉山鳥獣保護区	長崎県島原市地内	1,477	昭 55. 11. 1	〃 〃 千々石町地内		688		
	〃 雲仙市地内	4		〃 〃 小浜町地内		1,256		
諏訪ノ池鳥獣保護区	〃 雲仙市地内	187	昭 55. 11. 1		〃 〃 西有家町地内	162		
						〃 〃 有家町地内	81	

変更後				変更前			
	〃 南島原市地内		74		〃 〃 布津町地内		40
百花台公園鳥獣保護区	〃 雲仙市地内		28	平 14. 11. 1	〃 〃 深江町地内		283
		計	5,927				
(ウ) 史跡名勝天然記念物				(ウ) 史跡名勝天然記念物			
区分	名称	位置	指定年月日	区分	名称	位置	指定年月日
国指定	地獄地帯 シロドウダン群落 (天然記念物)	長崎県雲仙市地内	昭 3. 3. 31	国指定	地獄地帯 シロドウダン群落 (天然記念物)	長崎県南高来郡小浜町地内	昭 3. 3. 31
	野岳イヌツゲ群落 (天然記念物)	〃 〃 〃	〃		野岳イヌツゲ群落 (天然記念物)	〃 〃 〃	〃
	普賢岳紅葉樹林 (天然記念物)	〃 島原市地内 〃 雲仙市地内 〃 南島原市地内	〃		普賢岳紅葉樹林 (天然記念物)	〃 島原市地内 〃 南高来郡小浜町地内 〃 〃 深江町地内	〃
	原生沼沼野植物群落 (天然記念物)	〃 雲仙市地内	〃		原生沼植物群落 (天然記念物)	〃 〃 小浜町地内	〃
	池の原ミヤマキリ シマ群落 (天然記念物)	〃 雲仙市地内	〃		温泉岳 (特別名勝)	〃 島原市地内 〃 南高来郡国見町地内 〃 〃 吾妻町地内 〃 〃 千々石町地内 〃 〃 小浜町地内 〃 〃 南串山町地内 〃 〃 北有馬町地内 〃 〃 西有家町地内 〃 〃 有家町地内	昭 3. 3. 31 (名勝) 昭 27. 3. 29 (特別名勝)
	平成新山 (天然記念物)	〃 島原市地内 〃 雲仙市地内	平 16. 4. 5				
	温泉岳 (特別名勝)	〃 島原市地内 〃 雲仙市地内	昭 3. 3. 31 (名勝)				

変更後				変更前			
		〃 南島原市地内	昭 27. 3. 29 (特別名勝)			〃 〃 深江町地内	
	原山支石墓群 (史跡)	〃 南島原市地内	昭 47. 11. 6		原山支石墓群 (史跡)	〃 〃 北有馬町地内	昭 47. 11. 6
県指定	島原のシマバライ チゴ自生地 (天然記念物)	長崎県島原市地内	昭 35. 3. 22	県指定	島原のシマバライ チゴ自生地 (天然記念物)	長崎県島原市地内	昭 35. 3. 22

4 変更する公園区域

雲仙天草国立公園（雲仙地域）の区域の一部を次のとおり変更する。

（表3：公園区域（陸域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1 主図2 副図2	拡張	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)、道路中心線界及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	3.9 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 3.9 〕
2 主図2 副図4	拡張	長崎県島原市南千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが、雲仙普賢岳噴火に伴う火砕流の影響で道路の位置が大きく変化したため、小班界(民有林)、道路敷(除)界、工作物(含)界及び道路中心線界に変更する)。	7.3 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 7.3 〕
3 主図3 副図4	拡張	長崎県島原市白谷町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが道路中心線界が不明瞭であるため、道路敷(含)界に変更する)。	1.6 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 1.6 〕
4 主図3 副図6	拡張	長崎県島原市北上木場町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、沢界及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	2.9 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 2.9 〕
5 主図3 副図7	拡張	長崎県島原市南上木場町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び沢界となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)に変更する)。	6.0 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 6.0 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
6 主図4 副図4	拡張	長崎県雲仙市国見町土黒庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界、小班界(民有林)及び林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	1.5 〔 国 — 公 — 私 1.5 〕
7 主図7 副図3	拡張	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界及び道路中心線界に変更する)。	1.2 〔 国 — 公 — 私 1.2 〕
8 主図10 副図1	拡張	長崎県雲仙市小浜町大亀の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	1.0 〔 国 — 公 — 私 1.0 〕
9 主図11 副図4	拡張	長崎県南島原市布津町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、等高線(200m)界に変更する)。	1.1 〔 国 — 公 — 私 1.1 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
10 主図1 副図1	削除	長崎県島原市有明町湯江乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	△1.9 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △1.9 〕
11 主図1 副図4	削除	長崎県島原市広高野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが道路中心線界が不明瞭であるため、字界及び林班界(民有林)に変更する)。	△2.9 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △2.9 〕
12 主図2 副図2	削除	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	△3.1 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △3.1 〕
13 主図2 副図3	削除	長崎県島原市北千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び道路中心線界となっているが、雲仙普賢岳噴火に伴う火砕流の影響で道路の位置が大きく変化したため、道路中心線界及び小班界(民有林)に変更する)。	△1.5 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △1.5 〕
14 主図2 副図3	削除	長崎県島原市北千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び沢界となっているが、雲仙普賢岳噴火に伴う火砕流の影響で道路の位置が大きく変化したため、小班界(民有林)及び道路中心線界に変更する)。	△8.8 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △8.8 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
15 主図3 副図3	削除	長崎県島原市白谷町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界、及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界及び道路敷(含)界に変更する)。	△7.3 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 △7.3 〕
16 主図3 副図4	削除	長崎県島原市白谷町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路敷(含)界及び道路中心線界に変更する)。	△3.9 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 △3.9 〕
17 主図3 副図5	削除	長崎県島原市北上木場町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、沢界及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	△6.3 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 △6.3 〕
18 主図3 副図6	削除	長崎県島原市北上木場町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが道路中心線界が不明瞭であるため、道路中心線界、国有林界、林班界(民有林)に変更する)。	△2.9 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 △2.9 〕
19 主図3 副図7	削除	長崎県島原市南上木場町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び沢界となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)及び等高線(250m)界に変更する)。	△6.0 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 △6.0 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
20 主図4 副図2	削除	長崎県雲仙市国見町神代辛の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)に変更する)。	△2.3 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △2.3 〕
21 主図4 副図4	削除	長崎県雲仙市国見町土黒庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び見透線界(歩道と河川との交点と小班と町道との交点を結ぶ線)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界及び地番界に変更する)。	△1.0 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △1.0 〕
22 主図5 副図1	削除	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び小班界(民有林)となっているが、不明瞭であるため、等高線(240m)界及び稜線界に変更する)。	△1.0 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △1.0 〕
23 主図5 副図2	削除	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び道路中心線界となっているが、不明瞭であるため、地番界に変更する)。	△1.0 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △1.0 〕
24 主図5 副図3	削除	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界から国有林界となっているが、そのうち道路中心線界が不明瞭であるため、国有林界、地番界、等高線(330m)界及び地番界に変更する)。	△5.5 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △5.5 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
25 主図6 副図1	削除	長崎県雲仙市吾妻町川床名の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、国有林界から道路中心線界となっているが一部不明瞭であるため、国有林界から林班界(民有林)及び道路中心線界に変更する)。	△6.6 [国 -] [公 -] [私 △6.6]
26 主図7 副図1	削除	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、国有林界から小班界(民有林)及び沢界となっているが、現状が一致せず不明瞭であるため、国有林界から等高線(450m)界及び国有林界に変更する)。	△2.2 [国 -] [公 -] [私 △2.2]
27 主図8 副図2	削除	長崎県雲仙市小浜町南木指の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、見透線界(道路中心線より50mの小班界との交点と道路中心線より50mの歩道中心線との交点)、道路中心線界及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	△1.4 [国 -] [公 -] [私 △1.4]
28 主図8 副図2	削除	長崎県雲仙市小浜町南木指の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、沢界及び地番界に変更する)。	△1.7 [国 -] [公 -] [私 △1.7]
29 主図9 副図1	削除	長崎県雲仙市小浜町山畑の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界及び林班界(民有林)に変更する)。	△1.7 [国 -] [公 -] [私 △1.7]

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
30 主図 10 副図 4	削除	長崎県雲仙市南串山町甲の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、地類界(森林と耕地)及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	△1.4 〔 国 — 公 — 私 △1.4 〕
31 主図 11 副図 1	削除	長崎県南島原市深江町戊の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び市町界となっているが不明瞭であるため、市町界、工作物(含)界、林班界(民有林)に変更する)。	△2.2 〔 国 △2.0 公 — 私 △0.2 〕
32 主図 11 副図 4	削除	長崎県南島原市布津町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、道路中心線界及び等高線界(200m)界に変更する)。	△4.3 〔 国 — 公 — 私 △4.3 〕
33 主図 11 副図 4	削除	長崎県南島原市布津町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	△1.0 〔 国 — 公 △0.1 私 △0.9 〕
34 主図 11 副図 5	削除	長崎県南島原市布津町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界、沢界及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	△1.0 〔 国 — 公 — 私 △0.9 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
35 主図 11 副図 6	削除	長崎県南島原市布津町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界、町界及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	△10.7 〔 国 ー 〕 〔 公 △7.9 〕 〔 私 △2.9 〕
36 主図 12 副図 1	削除	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)、道路中心線界及び河川中心線界となっているが不明瞭であるため、河川中心線界、道路中心線界、地番界及び道路中心線界に変更する)。	△4.2 〔 国 △0.1 〕 〔 公 △0.2 〕 〔 私 △3.9 〕
37 主図 12 副図 2	削除	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが、不明瞭であるため、地番界に変更する)。	△1.4 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △1.4 〕
38 主図 12 副図 2	削除	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが、不明瞭であるため地番界に変更する)。	△1.3 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △1.3 〕
39 主図 12 副図 4	削除	長崎県南島原市西有家町長野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、河川中心線界及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、等高線(280m)界及び地番界に変更する)。	△1.2 〔 国 ー 〕 〔 公 △0.1 〕 〔 私 △1.1 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
40 主図 13 副図 2	削除	長崎県南島原市北有馬町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、小班界(民有林)及び地番界に変更する)。	△2.0 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 △2.0 〕
41 主図 13 副図 5	削除	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	△1.1 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 △1.1 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
42 主図1 副図1	—	長崎県島原市有明町湯江乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
43 主図1 副図1	—	長崎県島原市有明町湯江乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが林班界が不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
44 主図1 副図2	—	長崎県島原市有明町湯江乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
45 主図1 副図1	—	長崎県島原市有明町湯江乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
46 主図1 副図1	—	長崎県島原市有明町湯江乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
47 主図1 副図2	—	長崎県島原市有明町湯江乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
48 主図1 副図3	—	長崎県島原市礪石原町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、字界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
49 主図1 副図3	—	長崎県島原市礪石原町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが道路中心線界が不明瞭であるため、字界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
50 主図1 副図3	—	長崎県島原市礪石原町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、字界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
51 主図1 副図4	—	長崎県島原市広高野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
52 主図2 副図1	—	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが道路中心線界が不明瞭であるため、小班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
53 主図2 副図1	—	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが道路中心線界が不明瞭であるため、道路中心線界及び小班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
54 主図2 副図1	—	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが道路中心線界が不明瞭であるため、道路中心線界及び小班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
55 主図2 副図1	—	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、小班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
56 主図2 副図1	—	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが林班界が不明瞭であるため、小班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
57 主図2 副図1	—	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、小班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
58 主図2 副図1	—	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
59 主図2 副図2	—	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
60 主図2 副図2	—	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
61 主図2 副図2	—	長崎県島原市立野町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
62 主図2 副図3	—	長崎県島原市北千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
63 主図2 副図3	—	長崎県島原市北千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
64 主図2 副図3	—	長崎県島原市北千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
65 主図2 副図3	—	長崎県島原市北千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
66 主図3 副図1	—	長崎県島原市萩が丘の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、国有林界となっているが、国道のバイパストンネル設置に伴い、地形が改変され国有林界も変更されているため、国有林界から道路敷(含)界及び国有林界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
67 主図3 副図2	—	長崎県島原市新山の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、国有林界となっているが、国道のバイパストンネル設置に伴い、地形が改変され国有林界も変更されているため、国有林界から道路敷(除)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
68 主図3 副図3	—	長崎県島原市白谷町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
69 主図3 副図4	—	長崎県島原市白谷町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
70 主図4 副図1	—	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
71 主図4 副図1	—	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界及び町界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
72 主図4 副図2	—	長崎県雲仙市国見町神代辛の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
73 主図4 副図2	—	長崎県雲仙市国見町神代辛の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
74 主図4 副図2	—	長崎県雲仙市国見町神代辛の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
75 主図4 副図3	—	長崎県雲仙市国見町神代辛の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
76 主図4 副図3	—	長崎県雲仙市国見町神代辛の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
77 主図4 副図3	—	長崎県雲仙市国見町神代辛の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
78 主図4 副図4	—	長崎県雲仙市国見町土黒庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び見透線界(歩道と河川との交点と小班と町道との交点を結ぶ線)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界、見透線界(道路終点と幹線道路と地番の交点を結ぶ線)及び地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
79 主図4 副図4	—	長崎県雲仙市国見町土黒庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界及び道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
80 主図4 副図5	—	長崎県雲仙市国見町土黒庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
81 主図4 副図5	—	長崎県雲仙市国見町土黒庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
82 主図4 副図5	—	長崎県雲仙市国見町土黒庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
83 主図4 副図5	—	長崎県雲仙市国見町土黒庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
84 主図4 副図5	—	長崎県雲仙市国見町土黒庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
85 主図4 副図5	—	長崎県雲仙市国見町土黒庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
86 主図5 副図1	—	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、稜線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
87 主図5 副図1	—	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが、不明瞭であるため、等高線(240m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
88 主図5 副図1	—	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状小班界(民有林)となっているが、不明瞭であるため、等高線(240m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
89 主図5 副図1	—	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状小班界(民有林)となっているが、不明瞭であるため、等高線(240m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
90 主図5 副図2	—	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
91 主図5 副図2	—	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
92 主図6 副図2	—	長崎県雲仙市千々石町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、沢界及び道路中心線界となっているが、不明瞭であるため、地番界及び沢界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
93 主図6 副図2	—	長崎県雲仙市千々石町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、道路敷(含)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
94 主図6 副図2	—	長崎県雲仙市千々石町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、小班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
95 主図6 副図2	—	長崎県雲仙市千々石町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、沢界及び道路中心線界となっているが、不明瞭であるため、小班界(民有林)及び沢界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
96 主図6 副図2	—	長崎県雲仙市千々石町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、沢界及び道路中心線界となっているが、不明瞭であるため、道路中心線界及び沢界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
97 主図6 副図3	—	長崎県雲仙市千々石町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、地類界(果樹園と畑地)となっているが、不明瞭であるため、道路中心線界及び地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
98 主図6 副図4	—	長崎県雲仙市千々石町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、沢界となっているが不明瞭であるため、道路中心線界及び沢界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
99 主図7 副図1	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、等高線(450m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
100 主図7 副図1	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、等高線(450m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
101 主図7 副図1	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、等高線(450m)界及び沢界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
102 主図7 副図1	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、等高線(500m)界及び沢界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
103 主図7 副図1	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、等高線(500m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
104 主図7 副図2	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、稜線界、小班界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
105 主図7 副図3	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
106 主図7 副図3	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び町界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
107 主図7 副図3	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界及び町界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
108 主図7 副図3	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、等高線(200m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
109 主図7 副図3	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、等高線(200m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
110 主図7 副図3	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
111 主図7 副図3	—	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
112 主図8 副図1	—	長崎県雲仙市小浜町北本町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び沢界となっているが不明瞭であるため、小班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
113 主図8 副図1	—	長崎県雲仙市小浜町北本町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び沢界となっているが不明瞭であるため、小班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
114 主図8 副図2	—	長崎県雲仙市小浜町南木指の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、見透線界(道路中心線より50mの小班界との交点と道路中心線より50mの歩道中心線との交点)及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界及び道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
115 主図8 副図2	—	長崎県雲仙市小浜町南木指の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界及び地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
116 主図8 副図2	—	長崎県雲仙市小浜町南木指の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、沢界及び道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
117 主図 9 副図 1	—	長崎県雲仙市小浜町山畑の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、堰堤敷(含)界及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
118 主図 10 副図 1	—	長崎県雲仙市小浜町大亀の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
119 主図 10 副図 1	—	長崎県雲仙市小浜町大亀の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
120 主図 10 副図 1	—	長崎県雲仙市小浜町大亀の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
121 主図 10 副図 2	—	長崎県雲仙市小浜町山畑の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
122 主図 10 副図 2	—	長崎県雲仙市小浜町山畑の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
123 主図 10 副図 2	—	長崎県雲仙市小浜町山畑の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
124 主図 10 副図 2	—	長崎県雲仙市小浜町山畑の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)及び町有地界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
125 主図 10 副図 2	—	長崎県雲仙市小浜町山畑の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、町有地界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
126 主図 10 副図 3	—	長崎県雲仙市小浜町山畑の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、町有地界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
127 主図 10 副図 3	—	長崎県雲仙市小浜町山畑の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、町有地界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
128 主図 10 副図 4	—	長崎県雲仙市南串山町甲の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、地類界(森林と耕地)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
129 主図 10 副図 4	—	長崎県雲仙市南串山町甲の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、地類界(森林と耕地)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
130 主図 10 副図 4	—	長崎県雲仙市南串山町甲の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
131 主図 10 副図 4	—	長崎県雲仙市南串山町甲の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、見透線界(地番と道路との交点と道路交差点を結ぶ)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
132 主図 10 副図 4	—	長崎県雲仙市南串山町甲の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、道路中心線界及び道路敷(含)界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
133 主図 11 副図 1	—	長崎県南島原市深江町戊の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
134 主図 11 副図 1	—	長崎県南島原市深江町戊の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
135 主図 11 副図 2	—	長崎県南島原市深江町戊の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
136 主図 11 副図 3	—	長崎県南島原市深江町甲の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、国有林界から道路中心線界になっているが、そのうち道路中心線界が不明瞭であるため、国有林界から林班界(民有林)及び道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
137 主図 11 副図 3	—	長崎県南島原市深江町甲の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、道路交点から真南へ河川中心との交点を結ぶ線及び河川中心線に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
138 主図 11 副図 4	—	長崎県南島原市布津町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界及び河川中心線界となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
139 主図 11 副図 4	—	長崎県南島原市布津町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため等高線(250m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
140 主図 11 副図 4	—	長崎県南島原市布津町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
141 主図 11 副図 7	—	長崎県南島原市有家町尾上の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界、林班界(民有林)及び河川中心線界となっているが不明瞭であるため、道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
142 主図 12 副図 2	—	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
143 主図 12 副図 2	—	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
144 主図 12 副図 2	—	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが、不明瞭であるため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
145 主図 12 副図 2	—	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
146 主図 12 副図 2	—	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが、不明瞭であるため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
147 主図 12 副図 2	—	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
148 主図 12 副図 2	—	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが、不明瞭であるため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
149 主図 12 副図 2	—	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
150 主図 12 副図 2	—	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが、不明瞭であるため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
151 主図 12 副図 3	—	長崎県南島原市有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界及び林班界(民有林)に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
152 主図 12 副図 3	—	長崎県南島原市有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
153 主図 12 副図 3	—	長崎県南島原市有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
154 主図 12 副図 3	—	長崎県南島原市有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界のため等高線(350m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
155 主図 12 副図 3	—	長崎県南島原市有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、沢界、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、沢界、等高線(350m)界及び稜線界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
156 主図 12 副図 4	—	長崎県南島原市西有家町長野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、沢界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
157 主図 12 副図 4	—	長崎県南島原市西有家町長野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
158 主図 12 副図 4	—	長崎県南島原市西有家町長野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、等高線(280m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
159 主図 12 副図 4	—	長崎県南島原市西有家町長野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため等高線(280m)界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
160 主図 13 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、町界となっているが判りやすい区域とするため、町界から地番界及び国有林界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
161 主図 13 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
162 主図 13 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
163 主図 13 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
164 主図 13 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
165 主図 13 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
166 主図 13 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
167 主図 13 副図 2	—	長崎県南島原市北有馬町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界及び道路中心線界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
168 主図 13 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、地類界(森林と耕地)のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
169 主図 13 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、地類界(森林と耕地)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
170 主図 13 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、地類界(森林と耕地)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
171 主図 13 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町丙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、地類界(森林と耕地)のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
172 主図 13 副図 4	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが九州自然歩道線(歩道)が通っており、道路敷(含)界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
173 主図 13 副図 5	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
174 主図 13 副図 5	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
175 主図 13 副図 5	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
176 主図 14 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため地番界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
177 主図 14 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— [国 公 私]
178 主図 14 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため地番界に変更する)。	— [国 公 私]
179 主図 14 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界のため見透線界に変更する)。	— [国 公 私]
180 主図 14 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが、不明瞭であるため、見透線界(道路交点と道路交点)及び道路中心線界に変更する)。	— [国 公 私]
181 主図 14 副図 2	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、林班界、及び道路中心線界となっているが九州自然歩道線(歩道)が通っており、道路敷(含)界に変更する)。	— [国 公 私]

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
182 主図 14 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、道路敷(含)界及び道路中心線界に変更する)。	— [国 —] [公 —] [私 —]
183 主図 14 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)、林班界(民有林)及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、道路中心線界、及び地番界に変更する)。	— [国 —] [公 —] [私 —]
184 主図 14 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— [国 —] [公 —] [私 —]
185 主図 14 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界、林班界(民有林)及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、地番界、及び道路敷(含)界に変更する)。	— [国 —] [公 —] [私 —]
186 主図 14 副図 4	—	長崎県南島原市北有馬町甲の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、道路中心線界となっているが、口之津雲仙線道路(車道)及び九州自然歩道線(歩道)が通っており、道路敷(含)界に変更する)。	— [国 —] [公 —] [私 —]
変更部分面積計				— [国 —] [公 —] [私 —] △75

変更前公園面積	13,033 〔 国 ー 公 ー 私 ー 〕 (12,858)
変更後公園面積	12,914 〔 国 7,128 公 595 私 5,192 〕

注1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。以下同様。

注2) 面積の増減が1ha未満となる区域は、区分ーとしている

注3) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

第2 公園計画の変更

1 変更理由

今回の第2次点検においては、以下のとおり変更を行うものとする。

保護規制計画について、平成11年の点検後24年が経過し、不明確となっている区域線が多いため、国立公園区域線、地種区分区域線の明確化を図るために区域線の変更を行う。

施設計画について、適正な利用を図るために小浜温泉と雲仙温泉集団施設地区を連絡する車道沿いに燃料等供給施設を追加し、公園区域の明確化に伴う利用計画道路（車道）の区間変更を行う。

さらに、雲仙地域の風致景観及び自然環境、利用状況等の特性を踏まえた質の高い自然体験活動を促進するため、公園計画に自然体験活動計画を追加する。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>雲仙地域は、複合火山を形成する普賢岳や平成新山、妙見岳などの諸峰を中心とした山岳地形や地獄現象、夏緑樹林などの原生的景観とこれに纏わる人文景観を有する我が国を代表する傑出した風景地であり、1934年（昭和9年）に我が国で最初に指定された由緒ある国立公園である。</p> <p>雲仙岳を中央に抱える島原半島は、約40万年前までは島であった。約430万年前に半島南端の早崎で始まった海底火山の噴火により火山島が誕生し、噴火を繰り返しながら大きな島になっていった。約50万年前には雲仙岳（雲仙火山）が形成されて噴火活動を開始し、約40万年前に流れ下った噴出物で九州本土とつながり半島となった。島原半島では南北3地域に分けるような東西方向の断層が形成され、その中央部は北部・南部に対して沈降し続けているが、噴火はその地溝帯に集中しており、粘性の高いマグマが噴出してできる溶岩ドームの形成と崩壊を繰り返しながら急峻な雲仙岳が出来上がっている。有史以降の噴火活動は少なくとも3回記録されており、江戸時代の普賢岳噴火に伴う眉山崩壊は1万5000人の犠牲者を出したが、その後には豊富な湧水と良好な漁場・港湾が生じた。雲仙岳の最高峰である平成新山は、1990年（平成2年）から1996年（平成8年）の平成大噴火によって誕生した「世界で一番新しい山」の一つである。</p> <p>島原半島では、約430万年前から平成大噴火までの火山活動の変化を間近に見ることができる。雲仙温泉街に点在する地獄は時代とともに移動しており、かつて駐車場であった場所が今は地獄となっているなど、動き続けている地獄そのものが地球の躍動・鼓動を伝えている。火山の活動はミヤマキリシマ（雲仙ツツジ）に代表される特有の植物景観を育てており、シャシャンボやシロドウダン等を含めて火山の地質や火山ガスに耐性を持つ植物が優占し、森林へと遷移する途上の特徴的な植生がみられる。また、東西に並ぶ小浜温泉、雲仙温泉（地獄）、島原温泉の源はいずれも橘</p>	<p>(これまでの計画書に基本方針を定めていない)</p>

湾海底のマグマ溜りでありながら、高温高圧のガスが斜めに上昇する距離の違いにより、異なる温度や泉質を持っている。

島原半島は海と山が近く、海の上に急激に立ち上がっている形が特徴で、海沿いから雲仙温泉地区まで標高差が約700mあり、低地より4～5度は涼しい気候となっている。この標高差により雲仙岳と三方の海とが織り成す“水陸の大展望”は本国立公園の指定要素ともなっており、移ろう天気の一瞬の変化や、霧氷などの自然現象、美しい夜の星空を見ることができる。火山の裾野の傾斜地では、水はけの良い土壌を活かした農業が営まれており、多様な滋味あふれる野菜を生産するだけでなく、火山性の地形や岩石による石積み棚田と赤黄色の土壌が美しい景観を作り出している。

この島原半島の類い稀な自然景観は、明治維新前から多くの外国人に避暑・保養の地として見いだされ、ゴルフ場やキャンプ場などの娯楽やハイカラ文化、雲仙ハヤシなどの特産品を生み出す源となった。また、701年の行基による開山以降、雲仙には山岳信仰の霊山として多くの僧が集まり、平安末期から戦国時代にかけて、最盛期には千もの僧坊が存在し、今の雲仙温泉街の人口を越える僧が居住していた歴史も驚きに値する。

このような火山と地形・地質、そこから生まれた人の暮らし・温泉・食、信仰や外国人避暑地としての歴史に触れることによって、唯一無二のストーリー（物語）を体感できるのが当該地域ならではの価値であり、今もなお、命を燃やす地球に育まれた火山や温泉、食や文化、信仰等から明日を生きるための活力を得ることが代表的な感動体験である。

その基盤となる世界に誇る風致景観を保護し、上述した体験を国内外の利用者に提供することにより、保健、休養及び教化（すなわち感動と学び）の場として機能すると同時に、生物多様性の確保にも寄与するため、以下の方針により公園計画を定める。

（1）保護に関する事項

普賢岳、平成新山、国見岳、妙見岳、野岳などの火山地形の中心部、これらとつながる九千部岳、矢岳、絹笠山、眉山などの火山地形、新焼溶岩流、平成新山火砕流及び土石流跡地、普賢岳や九千部岳西側斜面の落葉広葉樹林帯、野岳のイヌツゲ群落、池ノ原、宝原及び仁田峠のミヤマキリシマ群生地などの森林景観やミズゴケ湿原が見られる原生沼、噴気孔など噴出活動を見せる雲仙地獄の風致景観の保護に重点をおいた計画とする。

(2) 利用に関する事項

普賢岳、国見岳、妙見岳、野岳、九千部岳、絹笠山、矢岳などへの登山、ハイキング、新緑、紅葉期、ミヤマキリシマ群落の開花期を対象とした風景鑑賞のために歩道、園地、駐車場等を計画的に整備する。雲仙温泉集団施設地区は、これらの登山、ハイキングの利用や、地区内の地獄現象、歴史の探勝や温泉利用のための拠点として宿舎、野営場、博物展示施設、園地、駐車場の整備を図る。雲仙諏訪ノ池集団施設地区は、当地域の南部の利用拠点として、諏訪の池や照葉樹林帯を対象とした自然観察会、自然探勝のため宿舎、野営場、博物展示施設、園地、駐車場の整備を図る。

当地域の各利用地点を連絡する利用を想定し、周辺の風致景観の保全と園地等の適切な整備を行う。

さらに、地域ごとの地形地質・景観・文化等を活かした質の高い自然体験活動を促進する。

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画等

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
長 崎 県	島原市内 国有林長崎森林管理署 86 林班から 89 林班まで及び 92 林班の全部並びに 76 林班から 78 林班まで、80 林班、84 林班、85 林班、93 林班、94 林班及び 96 林班の各一部 島原市 北千本木町及び南千本木町の各一部	1,528 [国 1,453] [公 49] [私 26]	島原市内 国有林長崎森林管理署 86 林班から 89 林班まで及び 92 林班の全部並びに 76 林班から 78 林班まで、80 林班、84 林班、85 林班、93 林班、94 林班及び 96 林班の各一部 島原市 北千本木町及び南千本木町の各一部	1,527 [国 - -] [公 - -] [私 - -] (1,456)
	雲仙市内 国有林長崎森林管理署 95 林班、106 林班から 109 林班まで及び 118 林班の全部並びに 76 林班から 78 林班まで、80 林班、93 林班、103 林班から 105 林班まで、110 林班、114 林班、117 林班、119 林班及び 127 林班の各一部 雲仙市 国見町大字神代、国見町大字土黒、瑞穂町大字西郷、千々石町大字木場名、小浜町大字雲仙、小浜町大字大亀、小浜町大字木場、小浜町大字南木指、小浜町大字南本町、小浜町大字山畑及び南串山町大字荒牧名の各一部	2,202 [国 1,323] [公 151] [私 729]	雲仙市内 国有林長崎森林管理署 95 林班、106 林班、107 林班、109 林班及び 118 林班の全部並びに 76 林班から 78 林班まで、80 林班、93 林班、102 林班から 105 林班まで、108 林班、110 林班、111 林班、114 林班、117 林班、119 林班及び 127 林班の各一部 雲仙市 国見町大字神代、国見町大字土黒、瑞穂町大字西郷、千々石町大字木場名、小浜町大字雲仙、小浜町大字大亀、小浜町大字木場、小浜町大字南木指、小浜町大字南本町、小浜町大字山畑、南串山町大字荒牧名の各一部	2,209 [国 - -] [公 - -] [私 - -] (2,366)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
長 崎 県	南島原市内 国有林長崎森林管理署 101 林班及び 102 林班の全部並びに 96 林班から 99 林班の各一部 南島原市 北有馬町大字今福名、北有馬町大字西正寺名、北有馬町大字坂上下名、西有家町大字慈恩寺名、西有家町大字長野名、西有家町大字見岳名、有家町大字尾ノ上名、布津町大字坂下名及び深江町大字古江名の各一部	1,058 〔 国 439 〕 〔 公 174 〕 〔 私 445 〕	南島原市内 国有林長崎森林管理署 101 林班の全部並びに 96 林班から 99 林班及び 102 林班の各一部 南島原市 北有馬町大字今福名、北有馬町大字西正寺名、北有馬町大字坂上下名、西有家町大字慈恩寺名、西有家町大字長野名、西有家町大字見岳名、有家町大字尾ノ上名、布津町大字坂下名、深江町大字古江名の一部	1,066 〔 国 — — 〕 〔 公 — — 〕 〔 私 — — 〕 (1,126)
	変更部分面積合計			△ 6
	変更前特別地域面積			4,802 (4,948)
	変更後特別地域面積			4,788

注 1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

注 2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1 主図2 副図3	—	凡例の修正	衣笠山	長崎県雲仙市小浜町雲仙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(小班界(国有林)及び国有林界となっているが、現状では国有林界から国有林内を通過する区域線となっているため、小班界(国有林)及び国有林界に変更する)。	— 〔 国 — — 〕 〔 公 — — 〕 〔 私 — — 〕
変更部分面積計						0 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
変更前第1種特別地域面積						767 〔 国 — — 〕 〔 公 — — 〕 〔 私 — — 〕 (799)
変更後第1種特別地域面積						767 〔 国 739 〕 〔 公 21 〕 〔 私 6 〕

注1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

注2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2 主図1 副図2	拡張	普通地域からの振替	眉山山麓	長崎県島原市南千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(林班界(国有林)及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路交点と交点から真南へ道路敷(含)界との交点を結ぶ線及び道路敷(含)界に変更する)。	0.8 〔 国 ー 公 ー 私 0.8 〕
3 主図2 副図2	拡張	普通地域からの振替	稚児落ノ滝の西	長崎県雲仙市小浜町北野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より50m線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界及び国有林小班界に変更する)。	1.1 〔 国 1.1 公 ー 私 ー 〕
4 主図2 副図4	拡張	普通地域からの振替	小浜雲仙線沿線	長崎県雲仙市小浜町南木指の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より50m線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界に変更する)。	1.4 〔 国 1.4 公 ー 私 ー 〕
5 主図1 副図3	拡張	普通地域からの振替	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界となっているが不明瞭であるため、等高線(570m)界及び林班界(民有林)に変更する)。	2.9 〔 国 ー 公 1.7 私 1.2 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
6 主図1 副図4	拡張	普通地域からの振替	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界となっているが不明瞭であるため、等高線(450m)界及び沢界に変更する)。	0.9 〔 国 ー 公 ー 私 0.9 〕
7 主図2 副図1	拡張	第3種特別地域からの振替	論所原	長崎県南島原市西有家町長野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より50m線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界及び国有林小班界に変更する)。	2.7 〔 国 2.7 公 ー 私 ー 〕
8 主図2 副図2	拡張	普通地域からの振替	口之津雲仙線沿線	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線界及び小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路中心線界及び道路敷(含)界に変更する)。	0.8 〔 国 ー 公 ー 私 0.8 〕
9 主図1 副図2	削除	普通地域への振替	眉山山麓	長崎県島原市南千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(小班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路敷(含)界に変更する)。	△1.9 〔 国 ー 公 ー 私 △1.9 〕
10 主図1 副図2	削除	普通地域への振替	高岩山及び山麓	長崎県南島原市有家町尾上の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(町界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界及び国有林小班界に変更する)。	△3.3 〔 国 △3.3 公 ー 私 ー 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
11 主図 1 副図 4	削除	普通地域への振替	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、等高線(570m)界及び沢界に変更する)。	△1.2 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △1.2 〕
12 主図 1 副図 4	削除	普通地域への振替	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線界及び沢界となっているが不明瞭であるため、等高線(450m)界に変更する)。	△3.4 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △3.4 〕
13 主図 1 副図 5	削除	普通地域への振替	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、等高線(450m)界及び地番界に変更する)。	△0.8 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 △0.8 〕
14 主図 1 副図 1	ー	凡例の修正	眉山山麓	長崎県島原市南千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(林班界(民有林)となっているが不明瞭であるため、道路敷(含)界に変更する)。	ー 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
15 主図 1 副図 1	ー	凡例の修正	眉山山麓	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より50m線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林小班界に変更する)。	ー 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
16 主図1 副図2	—	凡例の修正	眉山山麓	長崎県雲仙市千々石町庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(町界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林小班界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
17 主図2 副図1	—	凡例の修正	鴛鴦ノ池の北	長崎県雲仙市小浜町雲仙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(町界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
18 主図2 副図2	—	凡例の修正	千々石雲仙線沿線	長崎県雲仙市小浜町北野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(河川中心線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
19 主図2 副図4	—	凡例の修正	小浜雲仙線沿線	長崎県雲仙市南木指の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より50m線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界及び国有林小班界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
20 主図1 副図1	—	凡例の修正	赤松谷	長崎県南島原市深江町戊の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(市町界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界及び国有林小班界に変更する)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
22 主図1 副図5	—	凡例の修正	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線界となっているが不明瞭であるため、等高線(450m)界に変更する)。	— [国 —] [公 —] [私 —]
23 主図1 副図5	—	凡例の修正	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線界となっているが不明瞭であるため、等高線(450m)界に変更する)。	— [国 —] [公 —] [私 —]
21 主図1 副図3	—	凡例の修正	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より 50m線界及び沢界となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)に変更する)。	— [国 —] [公 —] [私 —]
24 主図1 副図5	—	凡例の修正	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界とされているが、地形図の沢上に区域線がなく、沢界では不明瞭であるため、国有林界及び地番界に変更する)。	— [国 —] [公 —] [私 —]
変更部分面積計						0 [国 2] [公 2] [私 △ 4]
変更前第2種特別地域面積						2,724 [国 —] [公 —] [私 —] (2,875)

変更後第2種特別地域面積	2,715 [国 1,394 公 321 私 1,000]
--------------	--

注1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

注2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
7 主図2 副図1	削除	第2種特別地域への振替	論所原	長崎県南島原市西有家町長野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より50m線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界及び国有林小班界に変更する)。	△2.7 〔国 ー〕 〔公 ー〕 〔私 △2.7〕
25 主図1 副図2	ー	凡例の修正	高岩山及び山麓	長崎県南島原市有家町尾上の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界、町界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	ー 〔国 ー〕 〔公 ー〕 〔私 ー〕
変更部分面積計						△3 〔国 △3〕 〔公 0〕 〔私 0〕
変更前第3種特別地域面積						716 〔国 ー ー〕 〔公 ー ー〕 〔私 ー ー〕 (686)
変更後第3種特別地域面積						710 〔国 493〕 〔公 25〕 〔私 192〕

注1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

注2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表9：普通地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
長 崎 県	<p>島原市内 国有林長崎森林管理署 73 林班、74 林班、79 林班、81 林班から 83 林班まで、90 林班及び 91 林班の全部並びに 75 林班、84 林班、85 林班及び 93 林班から 94 林班までの各一部</p> <p>島原市 大下町、北上木場町、北千本木町、礫石原町、三会町、白谷町、新湊二丁目、立野町、仁田町、広高野町、南上木場町、南下川尻町、南千本木町、有明町大字久原及び有明町大字高野の各一部</p>	<p>2,006</p> <p>〔 国 1,160 〕 〔 公 74 〕 〔 私 772 〕</p>	<p>島原市内 国有林長崎森林管理署 73 林班、74 林班、79 林班、81 林班から 83 林班まで、90 林班及び 91 林班の全部並びに 75 林班、84 林班、85 林班、93 林班から 94 林班までの各一部</p> <p>島原市 大下町、北上木場町、北千本木町、礫石原町、三会町、白谷町、新湊二丁目、立野町、仁田町、広高野町、南上木場町、南下川尻町、南千本木町、有明町大字久原及び有明町大字高野の各一部</p>	<p>2,037</p> <p>〔 国 — — 〕 〔 公 — — 〕 〔 私 — — 〕 (1,897)</p>
	<p>雲仙市内 国有林長崎森林管理署 70 林班、71 林班、111 林班から 113 林班、115 林班、116 林班及び 120 林班から 126 林班までの全部並びに 75 林班、76 林班、103 林班から 105 林班まで、110 林班、114 林班、117 林班、119 林班及び 127 林班の各一部</p> <p>雲仙市 国見町大字神代、国見町大字多比良、国見町大字土黒、瑞穂町大字西郷、吾妻町大字川床名、吾妻町大字田ノ平名、千々石町大字小倉名、千々石町大字上峰名、千々石町大字木場名、千々石町大字野田名、小浜町大字大亀、小浜町大字北野、小浜町大字北本町、小浜町大字木場、小浜町大字南木指、小浜町大字南本町、小浜町大字山畑及び南串山町大字荒牧名の各一部</p>	<p>4,478</p> <p>〔 国 2,484 〕 〔 公 16 〕 〔 私 1,978 〕</p>	<p>雲仙市内 国有林長崎森林管理署 70 林班、71 林班、113 林班、115 林班、116 林班、120 林班から 124 林班まで及び 126 林班の全部並びに 75 林班、76 林班、103 林班から 105 林班まで、110 林班から 112 林班まで、114 林班、117 林班、119 林班、125 林班及び 127 林班の各一部</p> <p>雲仙市 国見町大字神代、国見町大字多比良、国見町大字土黒、瑞穂町大字西郷、吾妻町大字川床名、吾妻町大字田ノ平名、千々石町大字小倉名、千々石町大字上峰名、千々石町大字木場名、千々石町大字野田名、小浜町大字大亀、小浜町大字北野、小浜町大字北本町、小浜町大字木場、小浜町大字南木指、小浜町大字南本町、小浜町大字山畑及び南串山町大字荒牧名の各一部</p>	<p>4,507</p> <p>〔 国 — — 〕 〔 公 — — 〕 〔 私 — — 〕 (4,397)</p>

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
長 崎 県	南島原市内 国有林長崎森林管理署 97 林班から 99 林班の各一部 南島原市内 北有馬町大字西正寺名、北有馬町大字坂上下名、西有家町大字慈恵寺名、西有家町大字長野名、西有家町大字見岳名、有家町大字尾ノ上名、布津町大字坂下名、深江町大字大野木場名、深江町大字田中名及び深江町大字古江名の各一部	1,642 〔 国 268 公 131 私 1,243 〕	南島原市内 国有林長崎森林管理署 97 林班及び 98 林班の各一部 南島原市内 北有馬町大字西正寺、北有馬町大字坂上下名、西有家町大字慈恵寺名、西有家町大字長野名、西有家町大字見岳名、有家町大字尾ノ上名、布津町大字坂下名、深江町大字大野木場名、深江町大字田中名及び深江町大字古江名の各一部	1,687 国 〔 — 公 〔 — 私 〔 — (1,616)
			変更部分面積合計	△ 68
			変更前普通地域面積	8,231 (7,910)
			変更後普通地域面積	8,126

注 1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

注 2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 10：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha, 比率%)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海城公園区		普通地域 (海域)		合計 (海域)			
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域																
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私								
合計	土地所有別面積	590	6	0	739	21	6	1,394	321	1,000	493	25	192	3,912	221	3,992	7,128	595	5,192								
	地種区分別面積 (比率)				767 (5.9)			2,715 (21.0)			710 (5.5)																
	地域地区別面積 (比率)	596 (4.6)												4,192 (32.5)													
	地域別面積 (比率)													4,787 (37.1)			8,126 (62.9)			12,914 (100.0)			-		-		-

m、

(表 11：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区 市町村名		現 行										変 更 後										増 減	
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海城 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海城 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B'-A')
		特 保	第1種	第2種	第3種	小 計						特 保	第1種	第2種	第3種	小 計							
長 崎 県	島原市	385 (328)	443 (451)	430 (414)	269 (263)	1,527 (1,456)	2,037 (1,897)	3,565 (3,353)	-	-	-	385	443	431	269	1,528	2,006	3,534	-	-	-	△ 30	-
	雲仙市	174 (223)	324 (348)	1,631 (1,723)	81 (72)	2,209 (2,366)	4,509 (4,397)	6,716 (6,763)				174	324	1,623	81	2,202	4,478	6,680				△ 36	
	南島原市	37 (37)	0 (0)	663 (738)	366 (351)	1,066 (1,126)	1,687 (1,616)	2,752 (2,742)				37	0	660	360	1,058	1,642	2,699				△ 53	
合計		596 (588)	767 (799)	2,724 (2,875)	716 (686)	4,802 (4,948)	8,231 (7,910)	13,033 (12,858)	-	-	-	596	767	2,715	710	4,788	8,126	12,914	-	-	-	△119	-

注1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

注2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 12：単独施設表)

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
20	燃料等供給施設	長崎県雲仙市小浜町（札の原）	小浜温泉から雲仙温泉集団施設地区までの、国道 57 号沿いの燃料等供給施設として整備する。	新規

(イ) 道路

a 車道

次の車道を次のとおり変更する。

(表 13：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区 間	主要経過地	整 備 方 針	
1	千本木島原港線	起点—長崎県島原市（南千本木町・国立公園境界） 終点—長崎県島原市（北上木場町・国立公園境界）	眉山山麓	平 11.2.2 告示	1	千本木島原港線	起点—長崎県島原市（南千本木町・国立公園境界） 終点—長崎県島原市（白谷町・国立公園境界）	眉山山麓	眉山周辺の探勝と眉山登山道への到達道路として整備する。	実態に合っていない路線を整理するとともに、公園区域の明確化に伴い路線を追加する。

(2) 自然体験活動計画

自然体験活動計画を次のとおりとする。

1. 本計画の対象地域

雲仙天草国立公園雲仙地域

2. 自然体験活動で対象とする当該公園の自然、人文文化の特徴

1. 基本方針において記載の通り、対象地域は、雲仙岳が作り出す火山植生や地獄現象等の特徴的な火山景観を中心に、山麓へ広がる夏緑樹林の新緑・紅葉や、島原半島を囲む海洋風景が織りなす、雄大かつ多様な自然景観を有している。

また、修験道やキリスト教に由来する歴史遺産、外国人避暑地として積極的に受容した海外文化、火山性土壌によって育まれる多種多様な農畜産物と食文化等、人文文化の特質にも恵まれている。

3. 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

当該地域では、1. 基本方針において記載した当該地域ならではの価値を踏まえ、次の方針により質の高い自然体験活動を促進する。

ア) 当該地域の価値や特徴を踏まえた望ましい利用の提供

当該地域の優れた自然景観や人文景観を活用し、1. 基本方針において記載した当該地域のストーリー（物語）を効果的に伝えるために必要な要素（ルール、ガイドンス等）を整理しつつ、活動を通じて当該地域のストーリー（物語）の理解が促進される自然体験活動を開発・提供する。自然体験活動を実施するに当たっては、優れた自然景観を損なうことがないよう、風致景観保全に十分配慮して実施するとともに、安全対策・危機管理（事故・災害等緊急時への備え・対応、地域内連携等）や環境への貢献・持続可能性（環境保護・保全の取り組み、地域との関わり等）の観点から、その内容の充実を図るものとする。

イ) 利用環境の向上

当該地域の特徴であり、価値を伝える風致景観（雲仙地獄を取り込んだ街並み景観、ミヤマキリシマ群落等の放牧草原景観）の保全等に繋がる自然体験活動を促進し、その持続的な利用を確保する。

また、利用者の利便性の向上（例えば、キャッシュレス化、多言語化、通信環境の向上、ユニバーサルデザイン化、ビジターセンターにおけるツアーデスク設置等）を図る。

ウ) 利用に関するルールやマナー

1. 基本方針において記載した当該地域のストーリー（物語）を効果的に伝えるために、雲仙地獄をめぐる歩道を含む利用導線上での望ましい利用形態を検討し、必要に応じてルール化する。また、雲仙岳火山防災協議会が設定する平成新山等の雲仙岳警戒区域内への立入規制、盗掘及び山頂付近での焚き火等の禁止、野営場以外での野営禁止、駐車場の長期占有等の禁止等について、利用者への周知を図る。

エ) 人材の確保及び育成

自然体験活動を担う事業者等を対象とした定期的な研修の実施等により、事業者や地域関係者が利用者に対して共通のストーリー（物語）を伝え、地域が一体となって利用者感動と学びを提供していけるよう、地域の人材の育成を図る。

オ) 利用分散の促進、利用者の費用負担の仕組みの導入

平日・夜間の自然体験活動の促進等により、利用分散を図る。また、地域の環境保全活動に還元される協力金や負担金の導入を促進する。

4. 地域ごとに促進する自然体験活動

当該地域において促進する自然体験活動は次のとおり。

登山・トレッキング、ガイドツアー（雲仙地獄・雲仙岳）、サイクリング、カヌー・カヤック等（白雲の池・諏訪の池）、ゴルフ（雲仙ゴルフ場）、キャンプ（白雲・諏訪の池・論所原・田代原）等、当該地域のストーリー（物語）を体感できる自然体験活動。

5 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 14：参考事項変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 過去の経緯（雲仙地域）</p> <p>ア. 公園区域</p> <p>昭和 9 年 3 月 16 日 公園区域の区域指定</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 公園区域の変更（再検討）</p> <p><u>平成 11 年 2 月 2 日 公園区域の変更（点検 1）</u></p> <p>イ. 保護計画</p> <p>昭和 13 年 12 月 17 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 40 年 12 月 22 日 特別保護地区の指定</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 保護計画の変更（再検討）</p> <p><u>平成 11 年 2 月 2 日 保護規制計画の変更（点検 1）</u></p> <p>ウ. 利用計画</p> <p>昭和 11 年 12 月 26 日 車道計画の決定 （以後、遂次計画追加）</p> <p>昭和 26 年 5 月 8 日 雲仙温泉集団施設地区の決定等</p> <p>昭和 47 年 10 月 18 日 雲仙諏訪ノ池集団施設地区の決定等</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 公園計画の変更（再検討）</p> <p>昭和 59 年 1 月 9 日 公園計画の一部変更（雲仙温泉集団施設地区の区域変更（拡張）等）</p> <p>平成 4 年 8 月 26 日 公園計画の一部変更（九州自然歩道線道路（歩道）の追加）</p> <p><u>平成 11 年 2 月 2 日 公園計画の一部変更（点検 1）</u></p>	<p>(2) 過去の経緯（雲仙地域）</p> <p>ア. 公園区域</p> <p>昭和 9 年 3 月 16 日 公園区域の区域指定</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 公園区域の変更（再検討）</p> <p>イ. 保護計画</p> <p>昭和 13 年 12 月 17 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 40 年 12 月 22 日 特別保護地区の指定</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 保護計画の変更（再検討）</p> <p>ウ. 利用計画</p> <p>昭和 11 年 12 月 26 日 車道計画の決定 （以後、遂次計画追加）</p> <p>昭和 26 年 5 月 8 日 雲仙温泉集団施設地区の決定等</p> <p>昭和 47 年 10 月 18 日 雲仙諏訪ノ池集団施設地区の決定等</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 公園計画の変更（再検討）</p> <p>昭和 59 年 1 月 9 日 公園計画の一部変更（雲仙温泉集団施設地区の区域変更（拡張）等）</p> <p>平成 4 年 8 月 26 日 公園計画の一部変更（九州自然歩道線道路（歩道）の追加）</p>